

&lt;令和 8年 6月 1日現在&gt;

## 1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 LCJ
代表者名	石坂 美峰
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町 332 番地 (電話) 075-823-4477 (FAX) 075-823-4411

## 2 事業所の概要

## (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ヘルパーステーション 三条大宮
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町 332 番地 (電話) 075-823-4456 (FAX) 075-823-4411
事業所番号	2670301163
管理者の氏名	中尾 知香

## (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤(人)		
管理者	1名 (兼務)	1名 (兼務)		0.2名	職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるように統括する
サービス提供責任者	2名 (1名兼務)	2名 (1名兼務)		1.8名	訪問介護の利用申込に係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う。
訪問介護員	介護福祉士				事業の目的にあたる内容を実施する
	介護職員 実務者研修	1名	1名	1名	
	介護職員 初任者研修	1名	1名	1名	
	介護職員基礎 研修修了者				
	1級ヘルパー				
	2級ヘルパー	2名	1名	1名	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	中京区 上京区
------------	---------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	8:30～17:30
土曜日、祝日	8:30～17:00

3 サービスの内容

身体介護とは、入浴・排泄・食事・体位変換・通院介助等です。

生活援助とは調理・洗濯・掃除・買物等です。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）が利用者様の負担額となります。

【料金表】

(訪問介護)

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本報酬 単位	サービス利用料金 (京都市単価 10.7 円)	利用者負担額 (1割の場合)
身体介護	20分未満	163 単位	1,744 円	174 円
	20分以上30分未満	244 単位	2,610 円	261 円
	30分以上1時間未満	387 単位	4,140 円	414 円
	1時間以上 1時間30分未満	567 (30分を 増すごと + 82 単 位)	6,066 円	606 円
引き続き「生活援助」を 算定する場合		65 単位	25分増すごとに 695 円を加算 (身体介護の所要時間 20分以上の場合に限る)	25分増すごとに 69 円を加算
生活援助	20分以上45分未満	179 単位	1,915 円	191 円
	45分以上	220 単位	2,354 円	235 円

夜間（午後6時から午後10時） 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
--------------------------------------	---------------------

深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。
--------------------	---------------------

・加算項目

サービス内容	サービス利用料金	利用者負担額（1割の場合）
初回加算	2,140円/回	214円/回

・特定事業所加算

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境整備、中重度者への対応などを行っている事業所に、基本報酬単位に加算されます。

	サービス名	サービス別加算率
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護	10.0%

・処遇改善加算（支給限度管理の対象外）

介護職員の処遇改善として、安定的人材の確保及び資質の向上の取組、雇用管理や労働環境の改善の取り組みを行う事業所に加算されます。

『1か月あたりの総単位数』×『サービス別加算率』

※1か月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えたもの

	サービス名	サービス別加算率
介護職員処遇改善加算Ⅲ	訪問介護	18.2%

・緊急時訪問介護加算

利用者の心身の状態の急変等により、緊急に訪問介護サービスを行う必要があると認められる場合において、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、その指示に基づき計画外の訪問介護サービスを提供した場合には、所定の要件を満たすことにより「緊急時訪問介護加算」を算定することがあります。

本加算は、次の要件を満たす場合に算定されます。

1. 利用者またはその家族等からの要請を受け、緊急にサービス提供が必要と認められること
2. 事前に居宅介護支援事業所のケアマネジャーへ連絡し、その指示を受けていること
3. 居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護を緊急に行うこと
4. サービス提供後、速やかにケアマネジャーへ報告し、必要な記録を行うこと

なお、本加算は1回の緊急対応につき算定されるものであり、通常サービス提供とは別に利用料金が発生する場合があります。

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の

自己負担となりますのでご相談ください。

- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

## (2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道3キロ未満	500円
事業の実施地域を越えた地点から、片道3キロ以上	1,000円

## (2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、介護用品等の費用は、利用者様の負担となります。

## (4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日17:00までに連絡があった場合	500円
利用日の前日までに連絡がなかった場合	2,000円

## (5) 利用料等のお支払方法

毎月、15日頃に前月分の請求をいたしますので、27日までに以下の方法により支払ってください（口座引き落としの場合は、27日にお引き落としいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 <振込先口座> 京都信用金庫 朱雀支店 普通預金口座（口座番号 3004869） 口座名義 株式会社 LCJ 代表取締役 石坂 美峰
口座引き落とし	御指定いただいた、口座から引き落としいたします。

現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。
------	---------------------

## 5 事業所の特色等

### ・事業の目的

指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

### ・運営方針

事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## その他

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回は研修に参加し、質の向上に努めます。

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 中尾 知香 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-823-4456）
苦情解決責任者	管理者 中尾 知香
当法人相談窓口	窓口責任者 石坂 美峰 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-823-4477）
京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号 075-812-2544
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号 075-441-2872
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号 075-345-9090

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中尾 知香
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9 ハラスメント防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えた下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 10 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組	なし
----------------------------	----

第三者による評価の実施状況	なし	結果の公表	なし
---------------	----	-------	----

#### 1 1 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 2 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名 及び 所在地		
	氏名		
	電話番号		
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）	
	住 所		
	電話番号		
事業所名		ヘルパーステーション三条大宮	
事業所の対応可能時間		8：30～17：30	
事業所への緊急時の連絡先		075-823-4456	

#### 1 3 秘密の保持

・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

#### 1 4 損害賠償について

・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。なお事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保健会社名 公益財団法人介護労働安定センター
------------------------

保健名	介護サービス事業者賠償責任保険
-----	-----------------

15 利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・同意・交付年月日：令和 年 月 日

事業者 住 所 京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町 332 番地  
事 業 者 (法人名) 株式会社 LCJ  
施 設 名 ヘルパーステーション 三条大宮  
(事業所番号) 2670301163  
代 表 者 名 石坂 美峰 印  
説明者 職 名 サービス提供責任者  
氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所  
氏 名 印

(署名・法定) 代理人 住 所  
氏 名 印  
(利用者との関係： )